

第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会

## 第2回常任委員会

# SAGA 2024

国スポ・全障スポ

新しい大会へ。

すべての人に、スポーツのチカラを。

日時：令和2年10月5日（月）午後1時30分から

場所：ホテルマリターレ創世 グランデピアツツァ

# 第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会

## 第2回常任委員会 目次

### ◆ 報 告 事 項

第1号報告	第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会常任委員の変更について .....	1
第2号報告	第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会各種専門委員の委嘱について .....	2
第3号報告	第78回国民スポーツ大会開催準備経過概要について .....	7

### ◆ 審 議 事 項

第1号議案	第78回国民スポーツ大会佐賀市開催推進総合計画（年度別業務一覧）の一部変更（案） .....	9
第2号議案	第78回国民スポーツ大会佐賀市広報基本計画（案） .....	10
第3号議案	第78回国民スポーツ大会佐賀市市民運動基本計画（案） .....	12
第4号議案	第78回国民スポーツ大会佐賀市競技運営基本計画（案） .....	14
第5号議案	第78回国民スポーツ大会佐賀市施設整備基本計画（案） .....	15
第6号議案	第78回国民スポーツ大会佐賀市宿泊基本計画（案） .....	16
第7号議案	第78回国民スポーツ大会佐賀市医事・衛生基本計画（案） .....	17
第8号議案	第78回国民スポーツ大会佐賀市輸送交通基本計画（案） .....	18

### (参考資料)

資料1	第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会常任委員会名簿 .....	21
資料2	第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会会則 .....	23
資料3	第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会専門委員会規程 .....	27

## 第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会常任委員の変更について

令和元年8月23日から令和2年10月5日までの間における常任委員の変更については、下記のとおりです。

第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会会則第8条第3項の規定に基づき、次の総会において報告することになります。

(順不同・敬称略)

所属団体・役職名	新任者	前任者
佐賀商工会議所 会頭	陣内 芳博	井田 出海
佐賀市議会 議長	川原田 裕明	武藤 恭博
佐賀市小中学校長会 会長	音成 隆	平田 繁正
佐賀県高等学校長協会 会長	渡邊 成樹	松尾 敏実
佐賀県私立中学高等学校校長会 会長	吉松 幸宏	陣内 恵二
(一社)佐賀県サッカー協会 会長	福岡 淳二郎	浪瀬 隆一
佐賀市中学校体育連盟 会長	鳥谷 功治	大坪 泰
(一社)日本旅行業協会九州支部佐賀県地区委員会 委員長	山田 聡	里浦 徹
九州旅客鉄道(株)佐賀鉄道部 部長	保田 俊	中島 英明

## 第 78 回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会各種専門 委員の委嘱について

第 78 回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会会則第 13 条第 1 項の規定により、各専門委員会の専門委員を会長が委嘱したことを次のとおり報告します。

また、第 78 回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会専門委員会規程第 4 条の規定により、各専門委員会の委員長及び副委員長を会長が委嘱したことも併せて報告します。

## 第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会 総務企画専門委員会名簿

委嘱日：令和2年2月12日

(順不同・敬称略)

委員長 1名

選出区分	所属団体	役職	氏名
産業・経済関係	佐賀商工会議所	総務課長	坂井 俊彦

副委員長 1名

選出区分	所属団体	役職	氏名
スポーツ関係	(公財)佐賀市体育協会	事務局長	大坪 博文

委員 19名

選出区分	所属団体	役職	氏名
観光関係	(一社)佐賀市観光協会	専務理事	長谷川 義高
教育・学校関係	佐賀市小中学校長会	副会長	高添 末広
教育・学校関係	佐賀県高等学校長協会	校長	松尾 広樹
教育・学校関係	佐賀県私立中学高等学校校長会	会長	陣内 恵二
教育・学校関係	(一社)佐賀市私立幼稚園・認定こども園連合会	園長	錦織 昌貴
教育・学校関係	佐賀市私立保育園会	事務局員	於保 純子
産業・経済関係	佐賀市北商工会	理事	森 政紹
産業・経済関係	佐賀市南商工会	事務局長	堤 浩
医療・福祉関係	社会福祉法人 佐賀市社会福祉協議会	福祉課長	池田 敦子
社会・文化・環境	佐賀市老人クラブ連合会	体育部長	川副 幹郎
社会・文化・環境	佐賀市自治会協議会	副会長	福田 忠利
社会・文化・環境	佐賀市立公民館館長会	公民館長	諸隈 勝
市関係	佐賀市総務部秘書課	課長	小林 知季
市関係	佐賀市経済部商業振興課	副部長兼課長	坂井 元
市関係	佐賀市経済部観光振興課	課長	古賀 伸輔
市関係	佐賀市建設部緑化推進課	副理事兼課長	岩永 光弘
市関係	佐賀市環境部環境政策課	副部長兼課長	森 清志
市関係	佐賀市地域振興部協働推進課	課長	北御門 智子
市関係	佐賀市教育委員会教育部学校教育課	副理事兼課長	松島 正和

委員長 1名、副委員長 1名、委員 19名

合計 21名

## 第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会 競技式典専門委員会名簿

委嘱日：令和2年2月12日

(順不同・敬称略)

委員長 1名

選出区分	所属団体	役職	氏名
スポーツ関係	(公財)佐賀市体育協会	副会長兼専務理事	三島 安夫

副委員長 1名

選出区分	所属団体	役職	氏名
スポーツ関係	佐賀市スポーツ推進委員協議会	会長	山田 邦雄

委員 21名

選出区分	所属団体	役職	氏名
スポーツ関係	佐賀市中学校体育連盟	会長	大坪 泰
スポーツ関係	佐賀県高等学校体育連盟	理事長	堤 啓剛
スポーツ関係	(一財)佐賀陸上競技協会	理事長	水田 和幸
スポーツ関係	佐賀県水泳連盟	理事長	副島 学
スポーツ関係	(一社)佐賀県サッカー協会	専務理事	福岡 淳二郎
スポーツ関係	佐賀県テニス協会	理事長	森 扶美
スポーツ関係	佐賀県ボート協会	理事長	田中 幸樹
スポーツ関係	佐賀県バレーボール協会	理事長	池上 寿伸
スポーツ関係	佐賀県体操協会	理事長	坂井 欣吾
スポーツ関係	佐賀県フェンシング協会	事務局員	西川 智美
スポーツ関係	佐賀県柔道協会	理事長	小形 健二
スポーツ関係	佐賀県ライフル射撃協会	理事長	高柳 喜人
スポーツ関係	佐賀県ラグビーフットボール協会	理事長	尾形 孝則
スポーツ関係	佐賀県カヌー協会	理事長	森田 純至
スポーツ関係	佐賀県ボウリング連盟	理事長	吉村 勝寿
スポーツ関係	佐賀県クレ射撃協会	会長	坂本 昭一
スポーツ関係	佐賀県高等学校野球連盟	理事長	吉富 壽泰
社会・文化・環境	(公財)佐賀市文化振興財団	管理課長	河原 和彦
市関係	佐賀市地域振興部スポーツ振興課	課長	稲富 弘人
市関係	佐賀市教育委員会教育総務課	副部長兼課長	宮崎 圭子
市関係	佐賀市教育委員会学校教育課	副理事兼課長	松島 正和

委員長 1名、副委員長 1名、委員 21名

合計 23名

## 第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会 宿泊衛生専門委員会名簿

委嘱日：令和2年2月12日

(順不同・敬称略)

委員長 1名

選出区分	所属団体	役職	氏名
医療・福祉関係	(一社)佐賀市医師会	事務局長	田中 稔

副委員長 1名

選出区分	所属団体	役職	氏名
宿泊・観光・衛生	(一社)佐賀市観光協会	事務局長	江川 雅之

委員 15名

選出区分	所属団体	役職	氏名
宿泊・観光・衛生	(一社)日本旅行業協会九州支部佐賀県地区委員会	委員長	山田 聡
宿泊・観光・衛生	佐賀市旅館ホテル組合	理事長	織田 徳彌
宿泊・観光・衛生	川上旅館組合	組合長	宮原 知司
宿泊・観光・衛生	(一社)古湯・熊の川温泉観光コンベンション連盟	鶴霊泉代表取締役	小池 典洋
宿泊・観光・衛生	(公社)佐賀県食品衛生協会佐賀中部支部	支部長	古川 宗夫
宿泊・観光・衛生	(公社)佐賀県栄養士会佐賀中部支部	支部事業部長	友清 雅子
宿泊・観光・衛生	佐賀市食生活改善推進協議会	理事	大坪 朋子
宿泊・観光・衛生	佐賀県佐賀中部保健福祉事務所	副所長	永島 新二
医療・福祉関係	(一社)佐賀市歯科医師会	副会長	近藤 成智
医療・福祉関係	(一社)佐賀市薬剤師会	会長	田中 須磨代
医療・福祉関係	(公社)佐賀県看護協会	副会長	樋渡 泉
市関係	佐賀市経済部観光振興課	課長	古賀 伸輔
市関係	佐賀市環境部循環型社会推進課	課長	山田 勝利
市関係	佐賀市環境部環境保全課	課長	関 正毅
市関係	佐賀市保健福祉部健康づくり課	課長	古田 一陽

委員長 1名、副委員長 1名、委員 15名

合計 17名

## 第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会 輸送交通専門委員会名簿

委嘱日：令和2年2月12日

(順不同・敬称略)

委員長 1名

選出区分	所属団体	役職	氏名
通信・輸送・交通	(一社)佐賀県バス・タクシー協会	専務理事	江上 康男

副委員長 1名

選出区分	所属団体	役職	氏名
通信・輸送・交通	九州旅客鉄道(株)佐賀鉄道部	部長	中島 英明

委員 18名

選出区分	所属団体	役職	氏名
通信・輸送・交通	西日本高速道路(株)九州支社佐賀高速道路事務所	所長	焼山 厚志
通信・輸送・交通	佐賀ターミナルビル株式会社	総務課長	中島 裕記
通信・輸送・交通	佐賀県レンタカー協会	事務局長	池田 聖
通信・輸送・交通	佐賀市交通安全指導員会	会長	井口 一哉
国関係	国土交通省九州運輸局佐賀運輸支局	首席運輸企画専門官	松原 陽介
国関係	国土交通省九州地方整備局佐賀国道事務所	副所長	後藤 清正
国関係	国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所	総括保全対策官	栗尾 和宏
県関係	佐賀県県土整備部佐賀土木事務所	管理課長	横尾 秀勝
県関係	佐賀南警察署交通課	課長	多々良 智郁
県関係	佐賀北警察署交通課	課長	藤本 健児
市関係	佐賀市総務部消防防災課	課長	杉町 浩
市関係	佐賀市企画調整部企画政策課	課長	武富 将志
市関係	佐賀市市民生活部生活安全課	課長	鷺崎 ゆみ子
市関係	佐賀市建設部道路管理課	課長	酒見 幸治
市関係	佐賀市佐賀駅周辺整備構想推進室	参事兼事業係長	西 洋徳
市関係	佐賀市交通局	副局長兼総務課長	大塚 智樹
警備・消防関係	佐賀中部広域連合佐賀広域消防局	管理監兼予防課長	高田 義博
警備・消防関係	佐賀中部広域連合佐賀広域消防局	管理監兼消防課長	山口 和俊

委員長 1名、副委員長 1名、委員 18名

合計 20名

## 第78回国民スポーツ大会開催準備経過概要について

\* 〇〇〇は市関係分

年 度	内 容
平成25年度	(公財)佐賀県体育協会が「平成35年国体佐賀県招致要望書」を、(一社)佐賀県障がい者スポーツ協会が「平成35年全障スポ佐賀県招致要望書」を、佐賀県知事、佐賀県教育委員会、佐賀県議会議長に提出
	佐賀県議会で、佐賀県知事が「平成35年国体及び全障スポの佐賀県招致」を表明
	佐賀県議会在が「平成35年国体及び全障スポの佐賀県招致」を決議
	佐賀県教育委員会が「平成35年国体及び全障スポの佐賀県招致」を議決
平成26年度	佐賀県知事・佐賀県教育委員会・(公財)佐賀県体育協会会長の連名で、文部科学大臣、(公財)日本体育協会会長、及び日本障がい者スポーツ協会会長に、「平成35年国体及び全障スポの開催提案書」を提出
	(公財)日本体育協会第2回理事会において、平成35年佐賀県での国体開催を了承(内々定)
	平成35年国体・全障スポ佐賀県準備委員会の設立
平成27年度	佐賀県準備委員会において、開催準備総合計画及び会場地市町選定基本方針等の決定
平成29年度	第72回愛媛国体視察調査
	競技会場の第1次内定 【ボウリング、高校野球[硬式]、陸上、水泳[競泳、飛込]、サッカー、ラグビー、テニス、体操】
	競技会場の第2次内定 【バレーボール[成年女子]、水泳[水球、シンクロナイズドスイミング]、フェンシング、ボート、カヌー[スプリント]、クレール射撃】
	中央競技団体正規視察【サッカー、テニス、ボウリング、高校野球】
平成30年度	第73回福井国体視察調査
	中央競技団体正規視察【陸上、ラグビー、クレール射撃】
	会場地市町第4次選定 【総合開会式・閉会式、体操[トランポリン]、柔道、ライフル射撃[センターファイアピストル】
	(公財)日本スポーツ協会第3回理事会において、第78回国民スポーツ大会(本大会)の開催地が佐賀県に内定
	第78回国民スポーツ大会第1回庁内推進会議開催

年 度	内 容
平成31年度 令和元年度	佐賀市地域振興部内に国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推進課を設置
	第75回鹿児島国民体育大会リハーサル大会視察【高校野球[硬式]、カヌー[スプリント]、水泳[競泳、飛込]、テニス】
	第78回国民スポーツ大会第2回庁内推進会議開催
	第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会設立総会・第1回総会開催
	佐賀県準備委員会において、国スポ・全障スポ会期案の決定
	第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会第1回常任委員会開催
	中央競技団体正規視察【水泳、ライフル射撃、バレーボール、柔道、体操、ボート】
	第74回茨城国体視察調査及び事業概要説明会出席
	第78回国民スポーツ大会第3回庁内推進会議開催
	佐賀県準備委員会において、第78回国民スポーツ大会・第23回全国障害者スポーツ大会の愛称・メインメッセージが決定
	第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会第1回（総務企画・競技式典・宿泊衛生・輸送交通）専門委員会開催
令和2年度	国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推進課の執務室をゼロワン佐賀ビル【現：まるなかビル】（佐賀市松原）4階へ移転
	新型コロナウイルス感染拡大の不安が払しょくできないとして、今年の秋に鹿児島県で開催予定だった第75回国民体育大会（本大会）・第20回全国障害者スポーツ大会の延期が決定
	第78回国民スポーツ大会第4回庁内推進会議開催
	中央競技団体正規視察【カヌー、（フェンシングは10月の予定）】

第78回国民スポーツ大会佐賀市開催推進総合計画  
(年度別業務一覧)の一部変更(案)

1 概要

第78回国民スポーツ大会佐賀市開催推進総合計画で規定している年次計画(年度別業務一覧)の一部変更案については、別紙のとおりである。

2 主な変更内容

- (1) 開催が1年延期されても、令和2年度(4年前)から実施するもの
  - ・企業協賛取扱要項作成
  - ・ボランティア募集要項作成
  - ・ボランティア募集等の検討
  - ・駐車場等調査・確保
- (2) 開催が1年延期されても、令和3年度(3年前)から実施するもの
  - ・企業協賛の推進
  - ・ボランティア募集・研修会開催
  - ・競技用具整備の推進
  - ・輸送交通業務実施要項作成
- (3) その他
  - ・リハーサル大会と本大会の弁当調達要項を一体的に策定

## 第78回国民スポーツ大会佐賀市広報基本計画（案）

## 1 目的

第78回国民スポーツ大会「SAGA2023国スポ」（以下「SAGA国スポ」という。）に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、「第78回国民スポーツ大会佐賀市開催推進総合計画」に基づき、多様な媒体を計画的かつ効果的に活用した広報活動を展開するとともに、個性あふれる歴史、文化、自然など本市の多彩な魅力を全国に向けて発信する。

## 2 内容

## (1) 愛称、スローガン等の活用による広報

大会を象徴する愛称・スローガン等の活用及び普及により市民への周知を図る。

- ア 愛称・スローガン等の活用及び普及
- イ マスコットキャラクターの活用及び普及
- ウ イメージソングの活用及び普及

## (2) 印刷物等による広報

各種印刷物や広報グッズを作成し、大会開催を広く周知する。

- ア ポスター、パンフレット等の作成
- イ PR広報紙の作成
- ウ 市広報紙や関係機関等の刊行物への掲載
- エ 広報グッズの作成

## (3) 多様なメディアによる広報

多様なメディアを活用し、迅速かつ効果的な情報提供を行う。

- ア ホームページやSNSなどインターネットによる情報発信
- イ 新聞、テレビ、ラジオ等の活用

## (4) イベント等による広報

啓発イベントを開催するとともに、関係機関、関係団体等のイベント等と連携し、効果的な情報発信を行う。

- ア 啓発イベントの開催
- イ 市、関係機関、関係団体が開催するイベント等との連携
- ウ 市のプロモーション活動との連携

## (5) 工作物等による広報

各種工作物等を設置し、SAGA国スポ開催を周知するとともに、選手・監督や来訪者を歓迎する。

ア 広告塔、歓迎塔等の設置

イ 横断幕、懸垂幕等の設置

ウ 案内板、カウントダウンボード等の設置

(6) 大会報告書等による広報

準備経過、開催状況、競技記録等の記録及び保存のため、大会報告書等を作成する。

ア 大会報告書の作成

イ 大会記録映像、写真集等の制作

## 第78回国民スポーツ大会佐賀市市民運動基本計画（案）

## 1 目的

第78回国民スポーツ大会「SAGA2023国スポ」（以下「SAGA国スポ」という。）の成功に向け、「第78回国民スポーツ大会佐賀市開催推進総合計画」に基づき、市民、企業、団体、行政などの多様な主体がSAGA国スポ開催の意義を理解し、それぞれの立場で積極的に参加し、新たなつながりを生み出しながら一丸となって大会を盛り上げていくことで、SAGA国スポでの経験をその後の市民運動によるまちづくりの推進につなげる。

## 2 内容

## (1) 市民、企業、団体、行政などの多様な主体の力で盛り上げる大会

市民、企業、団体、行政などの多様な主体がそれぞれの立場で大会に積極的に関わり、喜びと感動を共有する大会とする。

- ア 大会運営のサポートやボランティア活動への参加
- イ 競技会場での観戦や応援
- ウ SAGA国スポイベントへの参加

## (2) 心のこもったおもてなしで来訪者を迎える大会

大会参加者や一般観覧者を心のこもったおもてなしで迎え、ふれあいと温もりに満ちた大会とする。

- ア 明るく元気なあいさつと親切な対応
- イ 花いっぱい運動の実施
- ウ 手づくりのぼり旗等の作製
- エ おもてなし料理の振る舞い

## (3) スポーツ・レクリエーションに親しみ、生涯スポーツの推進に結びつく大会

市民が大会を契機にスポーツに関わる機会や、スポーツへの興味・関心を一層高める、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに接することのできる環境づくりに結びつく大会とする。

- ア デモンストレーションスポーツへの参加
- イ 各種スポーツイベントやレクリエーション等への参加

## (4) 本市の多彩な魅力を全国に発信する大会

市民が本市の個性あふれる歴史・文化・自然などの多彩な魅力を認識し、全国から訪れる方々に様々な機会を通じて発信する。

- ア 本市の魅力の情報発信
- イ 本市の特産品や郷土料理の紹介、提供
- ウ 観光ボランティア活動への参加

(5) 環境に配慮したクリーンで快適な大会

環境美化活動等を通じて、クリーンで快適な大会とする。

- ア 競技会場周辺及び市内全域の清掃美化活動の実施
- イ 各競技会場におけるごみの分別の徹底やリサイクルの推進
- ウ 県で取り組んでいる「歩くライフスタイル」を踏まえ、マイカー自粛や公共交通機関の利用を促進

第78回国民スポーツ大会佐賀市競技運営基本計画（案）

1 目的

第78回国民スポーツ大会「SAGA2023国スポ」（以下「SAGA国スポ」という。）において本市で開催される競技会については、参加する選手がその能力を十分発揮できるよう、「第78回国民スポーツ大会佐賀市開催推進総合計画」に基づき、県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、円滑かつ効率的な運営を図る。

2 内容

(1) 競技会の運営

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携を図り、多岐にわたる業務を円滑に運営できるよう、市民参加を含む幅広い体制づくりを行う。

(2) 競技役員等の編成

県、競技団体等と十分に協議のうえ、適正な配置を行う。

(3) 競技用具の整備

現有する競技用具をできる限り活用しながら、競技運営に支障のないよう、県、競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ、計画的かつ効率的に行う。

(4) 競技記録の収集及び速報

県、競技団体、関係機関等と連携を図りながら、正確かつ迅速に処理できる体制づくりを行う。

(5) リハーサル大会

競技会の運営能力の向上を図るとともに、「SAGA国スポ」に対する市民の気運醸成を図るため、県、競技団体、関係機関等と協力して開催する。

第78回国民スポーツ大会佐賀市施設整備基本計画（案）

1 目的

第78回国民スポーツ大会「SAGA2023国スポ」（以下「SAGA国スポ」という。）における競技施設の整備については、「第78回国民スポーツ大会佐賀市開催推進総合計画」に基づき既存施設の有効活用を図るとともに、SAGA国スポ開催後の市民利用に配慮し、競技運営に支障のないよう整備を行う。

2 内容

(1) 競技施設の整備

競技運営に支障のないよう、県、競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ、できる限り既存施設を有効活用し、仮設等での対応を含め、最小限の整備にとどめる。

(2) 練習会場の整備

県、競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ、既存施設を有効活用し、現状での利用を基本とする。

(3) 臨時仮設物の整備

競技施設、観客席、案内所等の臨時仮設物については、県、競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ、整備する。

## 第78回国民スポーツ大会佐賀市宿泊基本計画（案）

## 1 目的

第78回国民スポーツ大会「SAGA2023国スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「大会参加者」という。）を心のこもったおもてなしでお迎えし、それぞれの分野で十分な活躍ができるよう、「第78回国民スポーツ大会佐賀市開催推進総合計画」に基づき、宿泊施設等と緊密に連携し、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

## 2 内容

## (1) 宿舎

- ア 大会参加者の宿舎は、原則として市内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- イ 市内の旅館等だけで大会参加者を収容することが困難な場合は、県、関係機関、関係団体等と協議のうえ、公共施設や近隣市町の旅館等を利用する。
- ウ 風紀上、衛生上及び安全対策上支障があると認められる宿舎は利用しない。

## (2) 配宿

- ア 選手・監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。
- イ 選手・監督の配宿は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して割り当てる。
- ウ 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として選手・監督とは別にする。
- エ 大会参加者を近隣市町の宿舎に配宿する場合は、県と協議して行う。

## (3) 宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体との間で協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定したものを適用する。

## (4) 食事

大会参加者に提供する食事は、衛生面や栄養バランスを考慮するとともに、地元の多彩で新鮮な食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。

## 第78回国民スポーツ大会佐賀市医事・衛生基本計画（案）

## 1 目的

第78回国民スポーツ大会「SAGA2023国スポ」の医事・衛生については、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）が十分な活躍と観覧ができるよう万全を期するため、「第78回国民スポーツ大会佐賀市開催推進総合計画」に基づき、関係機関、関係団体等と緊密に連携し、医療救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境の整備に努める。

## 2 内容

## (1) 医療救護

大会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、各競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置及び必要に応じた医療機関への移送など、医療救護体制を整える。

## (2) 防疫

大会参加者等の感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、防疫に対する意識の向上を図る。

## (3) 食品衛生

大会参加者等の食中毒の発生予防に努め、飲食物の安全を期するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、宿舍及び食品取扱施設等の監視、指導を行うとともに、食品衛生に対する意識の向上を図る。

## (4) 環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関、関係団体等はもとより、広く市民の協力を得て、宿舍の衛生対策、廃棄物の適切な処理、ねずみ・衛生害虫等の駆除、飲料水による事故防止、動物の適正管理等に努めるとともに、環境衛生に対する意識の向上を図る。

## 第78回国民スポーツ大会佐賀市輸送交通基本計画（案）

## 1 目的

第78回国民スポーツ大会「SAGA2023国スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「大会参加者」という。）並びに一般観覧者の輸送交通については、「佐賀市開催推進総合計画」に基づき、佐賀市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関と緊密に連携し、安全かつ効率的で確実な輸送を行うとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

## 2 内容

## (1) 輸送対策

## ア 輸送原則

輸送に当たっては、原則として既存の公共交通機関を利用し、料金は自己負担とする。

## イ 計画輸送

競技会場、練習会場又は宿泊施設への輸送の場合において、公共交通機関の状況や競技の特殊性等から必要と認めるときは、指定集合地を設けたうえで、計画輸送を行う。

## ウ 競技共催市町間の輸送

他市町と共催で行う競技に係る競技関係者の輸送については、当該市町と協議のうえ、別に定める。

## (2) 交通対策

## ア 交通規制

大会参加者関係車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署その他関係機関と協議のうえ、必要に応じて交通規制等の対策を講じる。

## イ 交通の整理誘導

大会参加者関係車両、一般観覧者車両及び歩行者の安全確保を図り、目的地に迅速に到着させるため、競技会場及び練習会場の周辺道路に案内標識を掲出するとともに、必要に応じて整理誘導員を配置する。

## (3) 駐車場対策

## ア 駐車場の確保

駐車場は、競技会場及び練習会場並びにその周辺における確保に努め、必

要に応じて駐車場整理員を配置し、駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講じる。

#### イ 駐車場の利用

大会参加者関係車両の駐車場の利用は、運営上必要と認められるものに限  
定し、一般車両（一般観覧車車両を含む。）と容易に区別できるよう必要な  
措置を講じる。また、一般観覧者については、自家用車での来場自粛を積極  
的に呼び掛け、駐車場の利用を最小限にとどめる。

#### （４）環境への配慮

佐賀県で取り組んでいる「歩くライフスタイル」を踏まえ、大会期間中  
における環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和を図るため、公共交通機関等  
の積極的な利用と自家用車の利用自粛等の啓発に努める。

(参考資料)

## 第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会常任委員会名簿

委員長 1名

(順不同・敬称略)

選出区分	所属団体	役職	氏名
市関係	佐賀市	副市長	伊東 博巳

副委員長 1名

選出区分	所属団体	役職	氏名
スポーツ関係	(公財)佐賀市体育協会	会長	林 正博

常任委員 35名

選出区分	所属団体	役職	氏名
産業・経済関係	佐賀商工会議所	会頭	陣内 芳博
市議会関係	佐賀市議会	議長	川原田 裕明
市関係	佐賀市	副市長	白井 誠
市関係	佐賀市教育委員会	教育長	東島 正明
教育・学校関係	佐賀市小中学校長会	会長	音成 隆
教育・学校関係	佐賀県高等学校長協会	会長	渡邊 成樹
教育・学校関係	佐賀県私立中学高等学校校長会	会長	吉松 幸宏
スポーツ関係	(一財)佐賀陸上競技協会	会長	末次 康裕
スポーツ関係	佐賀県水泳連盟	会長	高木 辰巳
スポーツ関係	(一社)佐賀県サッカー協会	会長	福岡 淳二郎
スポーツ関係	佐賀県テニス協会	会長	緒方 うらら
スポーツ関係	佐賀県ボート協会	会長	竹尾 啓助
スポーツ関係	佐賀県バレーボール協会	理事長	池上 寿伸
スポーツ関係	佐賀県体操協会	理事長	坂井 欣吾
スポーツ関係	佐賀県フェンシング協会	会長	中野 武志
スポーツ関係	佐賀県柔道協会	会長	中島 祥雄
スポーツ関係	佐賀県ライフル射撃協会	会長	八谷 克幸
スポーツ関係	佐賀県ラグビーフットボール協会	会長	古賀 醸治
スポーツ関係	佐賀県カヌー協会	会長	留守 茂幸
スポーツ関係	佐賀県ボウリング連盟	会長	山下 雄平
スポーツ関係	佐賀県クレ射撃協会	会長	坂本 昭一
スポーツ関係	佐賀県高等学校野球連盟	理事長	吉富 壽泰
スポーツ関係	佐賀市中学校体育連盟	会長	鳥谷 功治
スポーツ関係	佐賀県高等学校体育連盟	会長	中島 慎一

選出区分	所属団体	役職	氏名
スポーツ関係	佐賀市スポーツ推進委員協議会	会長	山田 邦雄
医療・福祉関係	(一社)佐賀市医師会	会長	吉原 正博
医療・福祉関係	(一社)佐賀市歯科医師会	会長	東島 伸氏
医療・福祉関係	(一社)佐賀市薬剤師会	会長	田中 須磨代
医療・福祉関係	(公社)佐賀県看護協会	副会長	樋渡 泉
社会・文化・環境	佐賀市自治会協議会	会長	小城原 直
宿泊・観光・衛生	(一社)佐賀市観光協会	会長	牛島 英人
宿泊・観光・衛生	(一社)日本旅行業協会九州支部佐賀県地区委員会	委員長	山田 聡
宿泊・観光・衛生	佐賀県生活衛生同業組合連合会	会長	今村 芳幸
通信・輸送・交通	(一社)佐賀県バス・タクシー協会	会長	金子 晴信
通信・輸送・交通	九州旅客鉄道(株)佐賀鉄道部	部長	保田 俊

## 第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会会則

## 第1章 総則

## (名称)

第1条 本会は、第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会(以下「準備委員会」という。)と称する。

## (目的)

第2条 準備委員会は、第78回国民スポーツ大会において、佐賀市で開催される競技会(以下「競技会」という。)の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

## (所掌事項)

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

## 第2章 組織

## (組織)

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (2) 佐賀市を代表する者
- (3) 佐賀市議会を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

## (役員)

第5条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 50名以内
- (4) 監事 2名

## (役員を選任)

第6条 会長は、佐賀市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参加)

第9条 準備委員会に、顧問及び参加を置くことができる。

- 2 顧問及び参加は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 4 参加は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参加の任期等について準用する。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

- 2 総会は必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名する者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
  - (1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。
  - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
  - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
  - (4) 予算及び決算に関すること。
  - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。  
(常任委員会)

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長及び副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 4 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 5 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 総会から委任された事項に関すること。
  - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託又は委任に関すること。
  - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
  - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 7 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
- 8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

## 第5章 事務局

### (事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 会計

### (経費)

第16条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

### (予算及び決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

### (会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 解散

### (解散)

第19条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するとき有する残余財産は、佐賀市に帰属するものとする。

## 第8章 補則

### (委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

## 附 則

この会則は、令和元年6月3日から施行する。

## 第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会会則（令和元年6月3日施行）第13条第3項の規定に基づき、第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称並びに第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（あらかじめ通知された事項について、代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会

を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱した者（以下「部会委員」という。）をもって構成する。
- 3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、令和元年8月23日から施行する。

#### 別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画専門委員会	1 開催推進総合計画に関すること。 2 広報及び市民運動に関すること。 3 観光及び接伴に関すること。 4 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事及び衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

<p>輸送交通専門委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 輸送及び交通に関する こと。</li> <li>2 消防及び警備に関する こと。</li> <li>3 その他輸送交通に関する こと。</li> </ol>	<p>左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。</p>
------------------	---	---------------------------------